

令和5年度

施政方針

宮城県 美里町

令和4年度美里町議会3月会議の初日に当たり、わたくしの所信を申し上げますとともに、令和5年度の施政方針につきまして、議員各位並びに町民の皆様の御理解、御協力を賜りたいと存じます。

初めに、国内の情勢を眺めますと、新型コロナウイルス感染症の感染拡大から3年、感染の収束はまだ見えていませんが、社会経済活動の正常化が進みつつあり、GDPや企業業績は既にコロナ禍以前の水準となり、有効求人倍率もコロナ禍以前の水準に回復しつつあります。こうした状況から、5月8日に、5類感染症に引き下げられることが決定し、併せて生活様式の見直しも行われようとしております。

一方、国外の情勢を眺めますと、ロシアによるウクライナ侵略を背景とした国際的な原材料価格の上昇や円安の影響等によるエネルギー・食料価格の高騰、欧米各国の金融引締めによる世界的な景気後退懸念など、我が国経済を取り巻く環境は厳しさが増しております。

このような経済的不安を抱える中、国では物価上昇を超える賃上げ実現のため、労働市場改革を進めるとしており、これまで積み上げてきた経済成長の土台の上に、持続的に賃金が上がる「構造的賃上げ」を目指す「新しい資本主義の実現」に取り組むとしております。

本町におきましては、新型コロナウイルス感染症及び物価高騰対策につきましては、引き続き国の動向を見据えながら、あらゆる場面で日常を取り戻すことができるよう、国・県と連携を図ってまいります。

また、新中学校の整備につきましては、現在、土地造成工事が進んでおり、本年7月からは校舎等の建築工事を開始する予定であります。諸物価高騰の懸念もありますが、国・県に働きかけをしながら、しっかりと令和7年4月の新中学校の開校に向けた取組を着実

に進めてまいります。また、新中学校建設後の中学校跡地を含めた町有地の利活用につきましても、基本方針を策定し進めてまいります。

南郷地域におきましては、「美里町過疎地域持続的発展計画」に基づき、過疎対策に係る補助制度や地方債を活用しながら、南郷地域の活性化と若者の定住など、住み良いまちづくりの推進を図ってまいります。

本町には、令和5年度におきましても、多くの行政課題が山積しております。そうした中においても、優先されるこれらの取組を令和5年度の重要施策として位置づけて、重点的に取り組んでまいります。

限られた行政資源の中で、町政各般にわたって町民の福祉の増進に努めるとともに最少の経費で最大の効果を挙げるよう邁進してまいります。既存の主な取り組みについては、引き続き着実に実施してまいります。新たにに取り組む事務事業や見直しを行う事務事業について、これから申し上げさせていただきます。

はじめに、定住化の推進について申し上げます。

定住促進奨励事業につきましては、令和5年度から新たな取組として、お試し移住体験事業を開始します。町外の方に美里町を知っていただく機会を提供し、移住を検討している方との関係を構築しながら、移住定住の促進を図ってまいります。地域おこし協力隊設置事業につきましては、令和5年度から新たに農業、鉄道、スポーツに関する隊員をそれぞれ採用し、地域の活性化を促進するとともに、隊員の定住、定着を図ってまいります。

次に、高齢者福祉の推進について申し上げます。

現行計画の「美里町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」

に基づき、「生き生きと暮らせる健やかで安心な共生のまち」を基本理念として各種事業を推進するとともに、現計画の振り返りを行いながら、その事業について評価し、次期計画の策定を進めてまいります。

次に、障害者福祉の推進について申し上げます。

現行計画の「第3期美里町障害者計画・第6期美里町障害福祉計画・第2期美里町障害児福祉計画」が最終年を迎えることから、次期計画の策定を進めてまいります。

次に、保健活動の推進について申し上げます。

国民健康保険事業につきましては、資格管理、保険給付、保険税の賦課・徴収、保健事業等の地域における事業を引き続き担いながら、宮城県と連携を密にして財政運営の安定化に努めてまいります。また、国民健康保険税については、令和5年度から当分の間、小学校入学前の未就学児にかかる均等割額を実質ゼロとすることにより、国民健康保険加入者の負担軽減を図り、子育て支援の充実に取り組んでまいります。

国民健康保険の被保険者を対象に取り組む保健事業につきましては、医療費適正化を踏まえ、被保険者の生活習慣病の予防や疾病の早期発見・早期治療を図るため、未受診者に対する細やかなアプローチに努め、更なる被保険者の健康増進につながるよう取り組んでまいります。

次に、子育て支援の推進について申し上げます。

令和5年度においても引き続き、就学前の子どもたちが健やかに成長するための環境整備と、子育てをしながらも安心して働けるための環境整備に努めると同時に、町立の保育施設及び幼稚園の認定こども園への移行について、国や他自治体の動向を把握しながら協議・検討してまいります。

また、年々利用希望が増加している放課後児童クラブ事業につきましては、令和4年度に開設した南郷放課後児童クラブ施設に続き、本年4月から不動堂放課後児童クラブ施設を供用開始し、定員を拡大して児童の受け入れ体制を整えてまいります。

子育て家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的に給付している児童手当につきましては、国において大きな制度改正が検討されていることから、国の動向を注視しながら子育て支援の充実に努めてまいります。

健やかな母子保健活動の推進につきましては、様々な生活環境が変化する中で、安心して出産や子育てができるよう身近で寄り添い、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行いながら、引き続き相談体制を強化してまいります。また、出産・子育てなどに係る経済的支援についても一体的に行い、子育て期にわたる切れ目のない支援を実施してまいります。

次に、被災者支援について申し上げます。

近年、地震や豪雨など自然現象による災害が多発し、予期せぬ被害に見舞われることも少なくありません。昨年発生した地震や大雨による災害を教訓に、今後に備え、美里町災害被災住宅復旧支援に関する条例を新たに制定いたします。これにより、町が災害救助法の適用を受けない場合においても、迅速に被災した住宅の応急修理に着手できる町独自の制度を創設し、住民の安心、安全な生活を支援してまいります。

次に、町立南郷病院の医療体制について申し上げます。

町立南郷病院は、地域の医療拠点として良質な医療サービスの提供に努めてまいります。新型コロナウイルス感染症対策につきましては、診療・検査医療機関としてワクチン接種への対応、発熱外来

の設置、入院患者の受け入れを行い対応してまいりました。

本年5月8日から5類感染症とする国の動向を受け、住民が安心できる医療提供体制を引き続き確保してまいります。また、併せて令和5年度中に策定を求められております、公立病院経営強化プランを大崎地域内の各自治体及び公的医療機関等と協議を行いながら、計画策定を行うこととしています。地域住民が安心できる医療連携体制の構築を行い、健全な経営に努めてまいります。

次に、公衆衛生事業について申し上げます。

廃棄物の減量化、リサイクルなどの環境に配慮した取組については、美里町公衆衛生組合連合会、地域住民と一体となって、廃棄物の分別収集の周知徹底を図り、ごみの減量化と資源化率の向上に努めてまいります。また、令和4年度から新たな取り組みとして実施している、高齢者を対象とした可燃性粗大ごみの戸別回収業務に、引き続き取り組んでまいります。

東京電力福島第一原子力発電所事故により発生しました農林業系汚染廃棄物につきましては、令和4年12月末現在、85.47トンの処理を終えました。今後も関係機関と連携しながら確実に処理を進めてまいります。

次に地球温暖化対策事業について申し上げます。

本町としては、令和3年3月にゼロカーボンシティを宣言いたしましたが、その後ゼロカーボンシティの実現に向けた具体的な取組はできておりません。令和5年度においては短期、中長期にわたる具体的なビジョンを構築して町民にお示しするとともに、着手できるものから順次取り組んでまいります。

次に、産業の振興について申し上げます。

令和5年度におきましては、物価高騰の影響を受けつつも、新型コロナウイルス感染症の抑制と経済活動の両立が進むもとで、緩や

かでもプラス幅が拡大、回復していくことを期待するところであり、本町におきましても、ウィズコロナの視点に立ち、持続的かつ継続的に事業経営が行われるよう、セーフティネットへの取組と並行し、新規事業や業態転換の促進など、事業者の皆様に寄り添った施策を講じていく考えであります。

はじめに、農業の振興について申し上げます。

農業におきましては、肥料や燃料、飼料の価格高騰、自然災害の大規模化や頻発化などを背景に、輸入に依存する我が国の食料システムのぜい弱性が浮き彫りとなり、改めて、国内における食料生産力の必要性が高まっています。また、「美味しいものを食べたい」という普遍的なニーズに加え、新型コロナウイルス感染症を契機とした農産物の国内回帰、SDGsやカーボンニュートラルを背景に人や社会・環境に配慮した消費行動、いわゆるエシカル消費などへの関心も生まれ、こうした需要構造や消費者意識の変化に対応していくためには、生産者自らの判断で意欲的に経営展開ができる環境の創出が求められ、行政、関係団体及び生産者が一体となって取り組むことが重要であります。

地域農業を維持・発展していくためには、中核的担い手を明確にするとともに、効率的な農地利用の実現が重要であります。町はこれまで、地域ごとに目指すべき農地利用を明確にするため、「人・農地プラン」を策定してまいりましたが、農地の集約化等に向けた取組を加速するため、改正農業経営基盤強化促進法に基づく「地域農業経営基盤強化促進計画」の策定に着手してまいります。

水田農業における需要に応じた作物生産の推進につきましては、経営所得安定対策を取組の柱に、美里地域農業再生協議会が策定しております「美里地域水田農業ビジョン」に掲げられた水田農業の将来像「水田フル活用による収益性の高い農業」の実現に向け、国内外のマーケットや消費者の需要に応じた農作物の生産及び所得向上が見込まれる土地利用型野菜の産地化を図るため、生産強化に向

けた取組を進めてまいります。

なお、「5年間に一度も水張りを行わない農地について、水田活用直接支払交付金の対象としない」とする、いわゆる5年ルールが国から示されたことを受け、農家の皆さんから不安な声が数多く届いておりますことから、現場の状況を見極めつつ、畑作化への円滑な移行に向け支援してまいります。

土地改良事業につきましては、出来川左岸上流地区の早期完了、整備に伴う事前転作、農地集積等の円滑な取組を推進してまいりますとともに、かねてより地元から要望がございます青生梅ノ木地区について、新規採択を目指してまいります。

さて、近年、全国各地で頻発する記録的な豪雨は、農業農村においても重大なリスクとなっており、本町におきましても、令和4年7月の大雨被害は記憶に新しいところであります。

出来川の決壊により甚大な被害となりました名びれ地区におきましては、遊水後における排水機能の強化を図るため、排水ゲートの整備に向けた測量設計に着手することとし、また、南郷地域の排水を一手に担います鞍坪排水機場につきましても、県営鞍坪地区土地改良事業として、機能保全対策工事に着手してまいります。また、水田の雨水貯留能力を活用した「田んぼダム」の取組につきましても、取組面積の拡大を図り、農業施策におきましても、地域防災力の向上に寄与してまいります。

商業の振興につきましては、事業者の高齢化や担い手不足による事業廃止等に対応するため、定期的に相談会を開催することとし、事業承継の取組を促進してまいります。また、中小企業振興資金制度による円滑な資金融通の確保や多様な資金調達手段への支援、中小企業等経営強化法に基づく先端設備の導入等、中小企業・小規模企業の持続的な成長発展を図るための支援を行うとともに、遠田商

工会、涌谷町及び美里町の三者で策定しました「経営発達支援計画」に基づき、事業者の経営発達段階に応じた経営改善及び事業承継等の取組を展開してまいります。また、普段の仕事では得られない生きた情報や人脈の形成、新たな発想に触れる機会の創出を図るため、町内事業者による「異業種交流会」を新たに開催してまいります。

観光・物産の振興につきましては、令和5年度におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ観光・物産を回復させるため、関係機関と連携を図りながら、各種事業に取り組むとともに、美里町の魅力を積極的に発信してまいります。各種イベントや催事への出展を通じ、商品ファンの開拓やPRにつなげるほか、付加価値創出支援事業とも連携した商品開発を支援しますとともに、美里町農産物直売所「花野果市場」やふるさと応援寄附金制度との有機的な連携を図り、事業者の販路確保、拡大にも寄与してまいります。

令和4年度から本格実施しました「企画提案型産業振興催事」におきましては、各実行委員会の主体的な取組により、複数の新しいイベントが開催されました。コロナ禍ではございましたが、新たなにぎわいの創出とともに、美里の明るい兆しを感じた貴重な機会でもございました。引き続き、地域の集客力向上及びにぎわいの創出を図るため、実行委員会等が主体的に実施する催事を広く支援してまいります。

次に、土木行政について申し上げます。

はじめに、道路事業について申し上げます。

道路は、住民の生活を支える社会基盤であるため、橋りょうや幹線道路の修繕工事、歩行スペースの確保等の道路整備等について、安全で安心な維持管理及び整備に努めてまいります。令和4年度に引き続き交付金等を活用し事業を実施してまいります。

国道及び県道の整備や環境改善の推進につきましては、「美里町

内国道・県道整備促進期成同盟会」を中心に要望活動を進めてまいります。現在、着手している事業については、早期の完成を強く要望してまいります。

排水対策については、近年、集中豪雨による被害が全国的に多発しておりますことから、町内の排水施設の維持管理に一層努めてまいります。また、令和4年7月の豪雨で重大な被害が発生した出来川については、被災箇所の早期復旧、越水箇所の改修等を要望してまいります。

公園施設については、引き続き長寿命化計画に基づき、施設の改修等を行います。また、十王山公園の整備について、令和5年度から工事に着手いたします。

次に、住宅施策について申し上げます。

住宅施策につきましては、長寿命化計画に基づき志賀町住宅の建物改修に着手してまいります。また、二郷第一住宅建替えに向けた基本構想を策定し住宅建設に向け取り組んでまいるとともに、引き続き快適な住環境の整備に取り組んでまいります。

次に、居住環境対策について申し上げます。

水道事業につきましては、経営の安定化のため、第2次美里町水道事業経営戦略に基づき、水道施設更新の平準化を図るとともに、引き続き石綿セメント管布設替工事により老朽管の耐震化を推進してまいります。また、継続した漏水調査により漏水の早期発見、早期修理に努め、漏水防止対策に取り組み、有収率の維持向上を図ってまいります。

水道施設の管理につきましては、安定した水道水の供給を確保するため、素山町及び桜木町行政区内における低水圧の解消を図るとともに、桜木町配水池内の支障木の伐採など適切な維持管理に努め

てまいります。

給水人口の減少、物価高騰の影響、水道施設の老朽化など水道事業を取り巻く環境は、一層、厳しさを増しており、収益が減少していくことが見込まれております。将来にわたり持続可能な事業運営を目指し、水道事業の経営基盤の強化に努め、住民生活や経済活動を支える重要なライフラインとして、安定したサービスを継続して提供してまいります。

下水道事業につきましては、下水道施設の整備や合併処理浄化槽の設置補助を行い、公衆衛生の向上を図り、公共用水域の水質保全に努めてまいります。

公共下水道事業では、新中学校建設地をはじめ引き続き処理区域の拡張を行ってまいります。また、下水道ストックマネジメント計画に基づき、既設管等の修繕及び更新に取り組んでまいります。雨水対策としましては、新たに蜂谷森団地雨水ポンプ場の電子制御盤の嵩上げの設計業務を行うこととし、豪雨災害等に備え施設の強靱化に努めてまいります。

農業集落排水事業では、引き続き南郷第2地区及び南郷第3地区処理施設について機能強化と施設の長寿命化対策により適切な維持管理に努めますとともに、荻塚地区及び平針地区処理施設について長寿命化に向けた調査を実施してまいります。雨水対策としましては、引き続き南郷地域の二郷地区の雨水排水路の整備を進めてまいります。

下水道事業の経営につきましても、第2次美里町下水道事業経営戦略に基づき、経営状況や課題を踏まえ適正な下水道使用料について検討を進め、将来にわたり安定した事業運営ができるよう下水道事業の経営健全化に取り組んでまいります。

最後に、教育行政について申し上げます。

教育行政につきましては、教育基本法の趣旨にのっとり、国との

適切な役割分担、相互の協力の下、宮城県との連携を密にし、第2次美里町総合計画・美里町総合戦略、美里町教育大綱に基づき進めてまいります。また、関係する法令を遵守し、わたくしと教育委員会、それぞれの職務権限に基づき、公正かつ適正に管理・執行するよう努めてまいります。互いに協議が必要な事項、調整が必要な事務につきましては、総合教育会議を開催して対応してまいります。

令和5年度は、学校教育を充実させるため、「学校教育支援室」を新たに設置し、不登校対策、子どもの困りごとに関する支援、教員が子どもと向き合える時間を多くするための支援等、学校教育を総合的かつ具体的に支援してまいります。また、新中学校の整備を進めるとともに、美里町新中学校開校準備委員会においては、令和5年度に、校歌・校章等に関する協議や具体的な通学方法に関する協議等を進める予定としております。

以上、令和5年度の施政方針について、所信を申し上げます。議員各位並びに町民の皆様に、御理解を賜りますとともに、今後の御指導、御協力を心からお願い申し上げます。